

博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により、次のとおり博物館の登録をした。

平成21年12月25日

岩手県教育委員会

教育長 法 貴 敬

博物館の名称	所在地	設置者の名称	登録年月日
川井村北上山地民俗資料館	下閉伊郡川井村大字川井第2地割187番地1	川井村	平成21年12月15日